

令 1 . 9 . 4
総 2 5 - 7

税制調査会会長 中里 実 様

特別委員 石井 隆一
(富山県知事)

政府税制調査会中期答申とりまとめに関する意見

税制調査会（第25回総会）を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

地方税財政のあり方については、毎年度、全国知事会においても議論を行い、国に対する提言をとりまとめております。

本税制調査会において答申の取りまとめに向けた議論をするに当たり、経済社会の構造変化に対応した地方税のあり方については、全国知事会の提言に沿って、以下の点が重要と考えます。

1. 経済社会の構造変化に対応した地方税のあり方について

- ・ 地方団体は、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災減災事業など、地方の実情に沿って住民生活に密着したきめ細かな行政サービスを提供し、地域社会での様々な課題に対応しています。
- ・ 地方税は、シャウプ勧告以降、地域社会の共通の経費を、その地域の地方団体が提供する行政サービスからの受益を受ける人々・法人が、その能力と受益に応じて負担し合う「応益課税」の考え方に立脚してきました。この「応益課税」の考え方については、今後とも、地方税制のあり方を考える上で重視すべき基本的な考え方とすべきです。
- ・ また、今後、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要です。なお、偏在性の小さい税体系の構築を進めても地方税源の偏在性が一定程度残

ることを踏まえれば、地方交付税により、財源の不均衡を調整し、全国どのような地域であっても一定水準の行政を確保するための財源を保障することも引き続き重要です。

2. 地方法人課税について

- ・ 地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものです。
- ・ 平成27年度及び28年度税制改正においては、法人税改革の中で、法人事業税の外形標準課税を拡大しつつ、所得割の税率引下げが行われました。法人事業税の外形標準課税は、応益課税の原則や税収の安定化の観点等を踏まえたものであり、地方税として望ましいものです。
- ・ 引き続き、地方法人課税は、地方の行政サービスを支える基幹税目として、重要な役割を担うべきと考えます。
- ・ なお、特に偏在が大きくなっていた地方法人課税については、東京一極集中に歯止めがかからない結果、大半の地方団体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となりますが、地方分権・地方自治を進める観点からも、こうした財政構造は適切ではありません。そのような観点も踏まえ、全国知事会においては、都市部と地方部の間で様々な議論を交わした結果、都市と地方が自立しながらも共生し連携する社会の構築に向けて、地方法人課税については新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべきとする提言を取りまとめ、令和元年度税制改正において、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたところです。

3. 地方消費税について

- ・ 今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれるなか、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となるものです。
- ・ 地方消費税は、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能です。また、税収が安定的で、税源の偏在性が小さいなどの特徴を有していることから、地方団体による社会保障制度を支える安定的な財源としてふさわしいものです。
- ・ 地方消費税の充実確保は、人口減少・少子高齢化に対応し、持続可能な地方税財政基盤を構築する上で重要であると考えます。